



平成 28 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 **トランコム株式会社**
コード番号 9058 (東証・名証第1部)
代 表 者 代表取締役 社長執行役員 恒川 穰
問 合 せ 先 執行役員 管理グループ担当 岩尾 徹
T E L 052-939-2011

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月16日開催予定の第59回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 28 年 3 月 28 日に開示いたしました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、監査等委員会を設置することによって、取締役会の監督機能のより一層の強化と、監督と業務執行の分離による迅速な意思決定を実現し、コーポレート・ガバナンスの実効性をより高め、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 31 条第 2 項（取締役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正、現行規定内容を明確にすることその他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、定款変更のための株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 6 月 16 日
定款変更の効力発生日（予定） 平成 28 年 6 月 16 日

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式 第5条～第7条 (条文省略)</p> <p>第8条 (单元未満株主の売渡請求) 当社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すこと (以下、「買増し」という。)を当社に請求することができる。</p> <p>第9条 (单元未満株主の権利制限) 当社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 前条に規定する单元未満株式の買増しを請求することができる権利</p>	<p>第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関) <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式 第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p>第9条 (单元未満株主の買増し) 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すこと (以下、「買増し」という。)を当社に請求することができる。</p> <p>第10条 (单元未満株式についての権利) 当社の株主は、<u>その有する单元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>前条に定める請求をする権利</u></p>

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

（新設）

第11条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び株主の権利行使に際しての手続きについては、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条（基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項に関わらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

（新設）

第11条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第12条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（削除）

第3章 株主総会

第13条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第13条（条文省略）

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 （条文省略）

第15条～第16条（条文省略）

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を持って行う。

第18条（条文省略）

第4章 取締役及び取締役会

第19条（取締役会の設置）

当社は取締役会を置く。

第20条（取締役の員数）

当社の取締役は、10名以内とする。

（新設）

第14条（現行どおり）

第15条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 （現行どおり）

第16条～第17条（現行どおり）

第18条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第19条（現行どおり）

第4章 取締役及び取締役会

（削除）

第20条（取締役の員数）

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

<p>第21条（取締役の選任方法）</p> <p>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 （条文省略） （新設）</p>	<p>第21条（取締役の選任方法）</p> <p>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2～3 （現行どおり）</p> <p><u>4 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>第22条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第22条（取締役の任期）</p> <p>取締役<u>（監査等委員であるものを除く。）</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第23条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p><u>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p><u>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>第23条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。</u></p> <p>（削除）</p> <p><u>2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役社長1名を定め、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役、</u></p>

第24条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ、取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（新設）

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 前項の招集通知は、取締役及び監査役全員の同意があるときは、これを省略することができる。

第26条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（新設）

第27条（取締役会の決議の省略）

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

取締役相談役各若干名を定めることができる。

第24条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

- 2 前項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 前項の招集通知は、取締役の全員の同意があるときは、これを省略することができる。

第26条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

第27条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提

<p>(新設)</p> <p>第 28 条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 29 条 (取締役会規程) 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第 30 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 31 条 (取締役の責任免除) (条文省略) 2 当会社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任については、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200 万円</p>	<p>案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>第28条(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第30条 (取締役会規程) 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第31条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第32条 (取締役の責任免除) (現行どおり) 2 当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任については、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に</p>
---	--

<p>以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第32条 (監査役及び監査役会の設置)</u> <u>当社は監査役及び監査役会を置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第33条 (監査役の数)</u> <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第34条 (監査役の選任方法)</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第35条 (監査役の任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第36条 (常勤監査役)</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第37条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要ある時は、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>第 38 条（監査役会の決議の方法）</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p><u>第 39 条（監査役会の議事録）</u></p> <p><u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p><u>第 40 条（監査役会規程）</u></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p><u>第 41 条（監査役の報酬等）</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p><u>第 42 条（監査役の実任免除）</u></p> <p><u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	<p>（削除）</p>

(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	第33条 (常勤の監査等委員)
	<p><u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	第34条 (監査等委員会の招集通知)
	<p><u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 前項の招集通知は、監査等委員の全員の同意があるときは、これを省略することができる。</u></p>
(新設)	第35条 (監査等委員会の決議の方法)
	<p><u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u></p>
(新設)	第36条 (監査等委員会の議事録)
	<p><u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
(新設)	第37条 (監査等委員会規程)
	<p><u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第43条 (会計監査人の設置)	(削除)
<p><u>当社は会計監査人を置く。</u></p>	

第44条～第45条（条文省略）

第46条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第47条（条文省略）

第48条（期末配当金）

当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第49条（中間配当金）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第50条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金~~が~~、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

第7章 その他

第51条（制定・改廃）

この定款の制定・改廃は、取締役会が起案し、株主総会の決議をもって行なう。

第38条～第39条（現行どおり）

第40条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第41条（現行どおり）

第42条（期末配当）

当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当」という。）をすることができる。

第43条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当」という。）をすることができる。

第44条（配当金の除斥期間等）

期末配当及び中間配当にかかる金銭（以下、「配当金」という。）が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

（削除）

（削除）

(新設)	<p>付則</p> <p><u>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、取締役会の決議によって、監査役であった者の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>
------	---

以上